

令和5年第3回定例会（12月議会）

教育公安委員会 提出資料
(所管事項審査関係資料)

令和5年11月28日

教 育 委 員 会

目 次

課室名	タイトル	頁
幼保推進課	施設等の基準を定める条例の規定形式の変更等について	1

施設等の基準を定める条例の規定形式の変更等について

幼保推進課

1 現状と課題

- 平成23年4月及び同年8月に成立した「地域主権改革一括法」において、これまで省令等で定められていた施設、サービス事業者、公物等の設置管理基準を、省令等の基準を参酌するなどして条例で定めることとされた。
- このことを受け、平成24年9月議会以降、省令等の規定を条例と規則に振り分け、県独自基準を定める規定を含め、全ての規定を条例又は規則に定めることとしてきた。
- このような形式により定められた条例（以下「基準条例」という。）には、次のような課題が明らかになってきた。

- ・ 基準条例において、省令等の規定どおりの基準と県独自基準が混在しているため、一見してどの部分が県独自基準であるか判別できなくなっている。
- ・ 条例と規則に分かれている基準の内容を把握するためには、その双方を確認する必要があることから、省令等のみで基準を把握しようとする事業者がおり、県独自基準が把握されにくくなっている。
- ・ 基準条例の制定及び改正には、職員の膨大な作業量を要する。

2 方針（案）

県独自基準の明瞭化による事業者の利便性向上を図るため、施設及びサービス事業者を対象とする基準条例を次のとおり変更することとする。

- 省令等と同内容の基準は、省令等の基準をその施設等の基準とする旨を規定し、県独自基準があるときは、その旨を規定する。

(形式変更後のイメージ)

第〇条 〇〇施設の設備及び運営に関する基準は、〇〇施設の設備及び運営に関する基準（令和××年××省令第××号）に定めるものをもって、その基準とする。この場合において、同省令第△条中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

県独自基準

- 条例に全ての基準を規定するため、配置すべき職員の数などの細目的な基準等を定めている規則は、廃止する。
- 教育庁で所管する基準条例のうち、規定方式を変更するものは次のとおり（すべて当課が所管）。

- ・ 秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（規則なし）
- ・ 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（規則あり）
- ・ 秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（規則あり）

3 実施時期

令和6年2月議会以降、制定又は改正を行うものから、順次実施する。

4 今後の対応

省令等の改正があり、県独自基準を規定しない場合であっても、省令等の改正内容などを議会で説明するほか、パブリックコメントを実施し、県民が意見を述べる機会を確保する。